66—05　T

商標登録異議の申立てについての審理の方式

１．　審理の併合又は分離

(1) 根拠規定

商§43の10（申立ての併合又は分離）

同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合するものとする。

２　前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をすることができる。

審理の併合について

ア 商標権付与前の登録異議申立制度については、複数の登録異議の申立てがされた場合、原則として、これらのすべてに対し登録異議決定を行わなければならないため、①複数の登録異議の申立てがされた場合に登録が遅れることや、②各登録異議の申立てごとに答弁が必要となり、商標権者の答弁負担が大きい、という問題も有していた。

イ このため、商標権付与後の登録異議の申立てへの移行に併せ、迅速かつ効果的な登録異議の申立ての審理を行うため、複数の登録異議の申立てがされた場合にあっては、原則としてこれらの審理を併合して行うこととし、登録の取消又は維持について一つの決定を行うこととしたものである。

(2) 審理の併合

ア 審理の併合の原則

同一の登録に複数の登録異議の申立てがあったときは、適法な登録異議の申立てについては、特別の事情がない限り審理が併合されることから、各登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務又は申立ての理由・証拠が同じであるか否かにかかわらず、これらの審理は併合して行うこととする。

イ 特別の事情

「特別の事情」とは、審理を併合することがかえって審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると認められる場合である。

例えば、複数の登録異議の申立ての一について登録異議申立書の却下がされ、当該決定に対し訴えが提起されたような場合である。

ウ 審理の併合の効果

（ア）併合された後の手続

審理が併合されると、その後の取消理由通知、意見書の提出、登録異議の申立てについての決定等の手続は、一つでされる。

（イ）提出書類、証拠方法等の利用

審理が併合された場合には、それぞれの登録異議の申立てにより提示又は提出された証拠方法等は、併合されたすべての登録異議の申立てについての審理において利用することができる。

エ 審理の併合に関する手続

（ア）複数の登録異議の申立てがされた場合は、原則として、審理を併合することとされているので、審理を併合する旨の通知は行わない。

（イ）審理の併合をしない場合の手続

複数の適法な登録異議の申立てがあり、一部の登録異議の申立てを併合しないで本案審理を行う場合には、その旨を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

(3) 審理の分離

ア 審理の分離の前提

審理の分離をすることができるのは、すでに併合して本案審理がされている場合に限られる。

イ 分離された場合

審理が分離されるのは、複数の登録異議の申立てについて併合して審理したが、併合審理を続行することが審理の手続を複雑化させ、その進行を困難にさせると判断される場合である。

ウ 審理の分離の効果

審理が分離された登録異議の申立ては、別の手続で審理され決定される。

審理が分離されるまでに提出された書面等の資料は、双方の手続に共通に

効力を有する。

エ 審理の分離の手続

審理の分離を行う場合には.その旨を商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する。

２． 書面審理と口頭審理

(1) 根拠規定

商§43の6①（審理の方式等）

登録異議の申立てについての審理は、書面審理による。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。

商§43の6②、商§56①→特§145③（審判における審理の方式）

３　審判長は、第一項又は前項ただし書の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

(2) 書面審理の原則

登録異議申立制度は、特許庁による取消理由通知及びこれに対する意見書等の提出を基本とした制度であるから、同制度においては、書面審理を原則として、例外として口頭審理によることが規定されている（商§43の6①）。商標権者、登録異議申立人若しくは参加人の申立て又は職権により口頭審理による審判をするときは、商標権者、登録異議申立人及び参加人に通知する（商§43の6②、商§56①→特§145③）。

（改訂 H27.2）